

不動産公売のお知らせ

税務課では滞納処分による不動産公売を実施します。買い受けを希望される方は是非ご参加ください。

と き	平成 30 年 3 月 16 日（金） 参加受付：13:00～13:30
ところ	多可町中央公民館 2F 中会議室 多可郡多可町中区茂利 20 番地

☎お問い合わせ先：多可町税務課 公売係 0795-32-2387

裏面に物件の詳細情報あり

売却区分	第29-12号・18号	公売公告	平成30年 公告第12号
見積価額	3,860,000円	公売保証金	400,000円



●基本情報

登記簿の表示	<p>1. 所在：多可郡多可町中区東山字前田 地番：185番8 地目：宅地 地積：533.57㎡</p> <p>2. 所在：多可郡多可町中区安楽田字芝添770番地1 家屋番号：770番1 種類：居宅 構造：木造瓦葺2階建 床面積：1階 153.91㎡ 2階 69.58㎡</p>
公法上の規制	都市計画区域外
接道状況	公売財産1は、東側は幅員約6m町道（東山6号線）にほぼ等高接面。北側は幅員約4m町道（東山1号線）にほぼ等高接面。
地盤・地勢	地盤は概ね普通、地勢は概ね平坦。公売財産1は、間口約3.2m、奥行約1.7m、地積533.57㎡、ほぼ長方形の角地。農家住宅等の敷地として利用。
使用状況等	公売財産1は、公売財産2の敷地として利用されている。 公売財産2は、平成30年2月1日現在、公売財産所有者が使用している。
管理状況等	—
最寄駅等	多可高校口バス停まで約280m（神姫バス、のぎくバス）

	西脇市駅まで道路距離約13km (JR)
特記事項	<p>【供給処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共上下水道は整備済み。 ●埋蔵文化財包蔵地に該当し、建物建築にあたっては届出が必要。 ●1階：和室5部屋、キッチン、浴室等 2階：和室2部屋、洋間1部屋 等 ●古い農家住宅で、築後39年を経過しており、経年劣化、設備の老朽化がある。 ●トイレははなれにあり、未登記。 ●家財道具などが残ったままになっている。 ●現状は空屋であるが、電気、水道は通っており管理がされている。

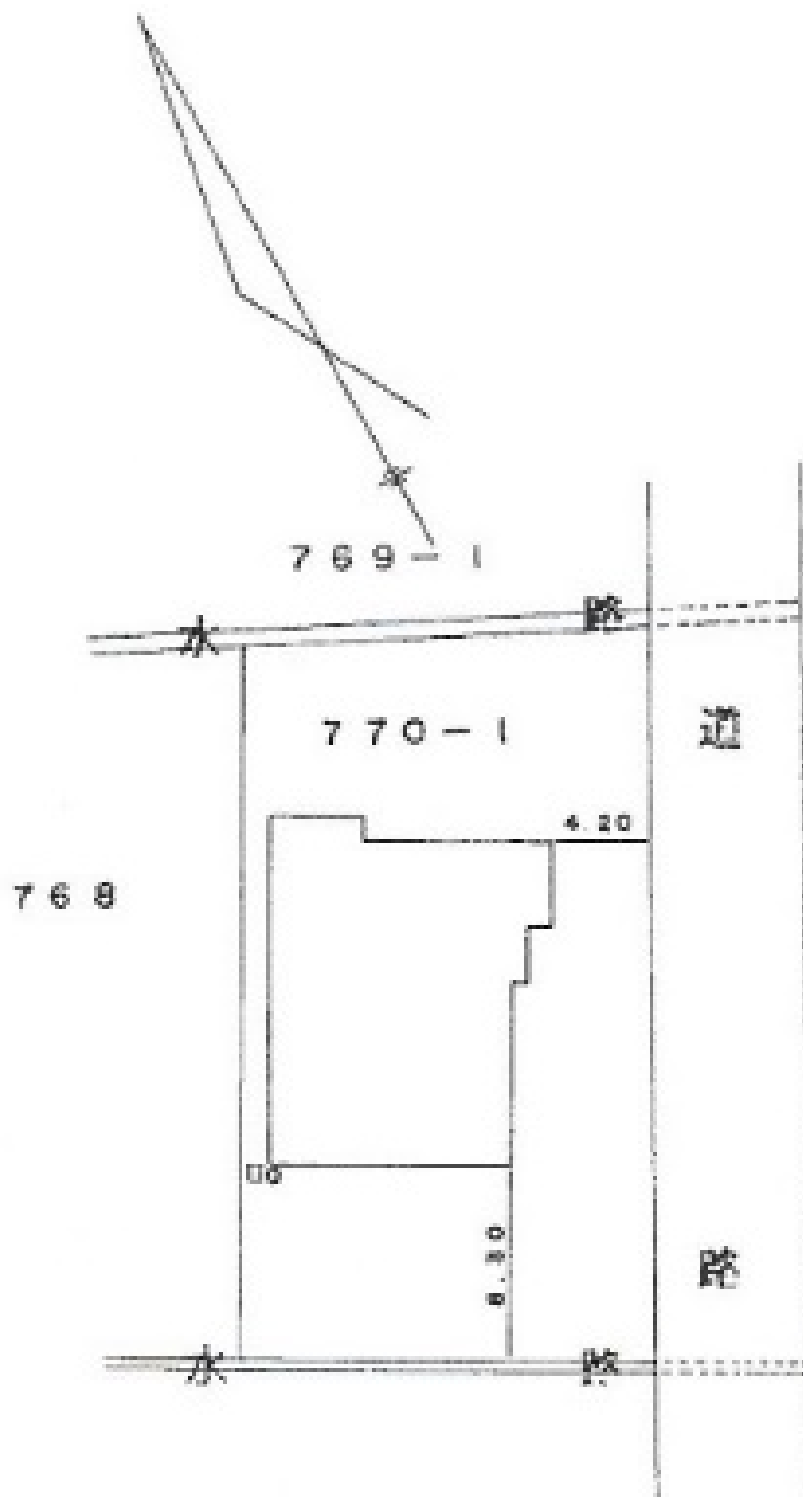
●その他事項等

その他事項	<p>公売財産の売却決定は、最高価申込者に対して行います。</p> <p>不動産等については、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額の入札者は次順位買受申込者として申出ることができます。</p> <p>見積価額に達した入札者がいないときは、直ちに再度入札をすることがあります。</p>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関（町）は担保責任を負いません。 4 執行機関（町）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が実施することになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。ただし、法令等の規定により関係機関の許可又は登録等を要する公売財産については、要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、その際は中止の旨をお知らせします。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

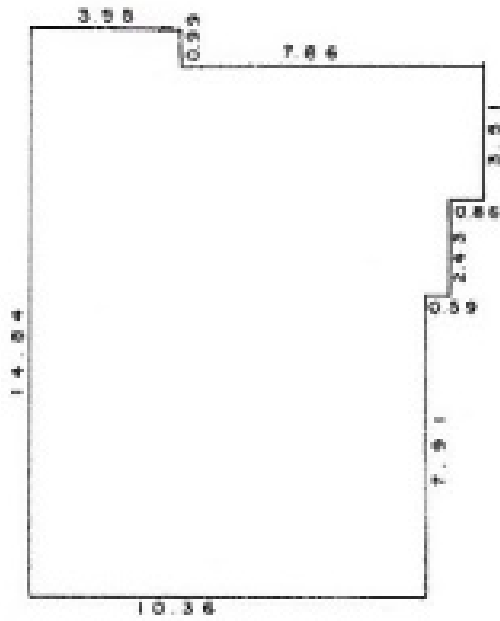


赤線は公売財産のおおよその位置を示しています。境界については、隣地所有者と協議が必要です。

公売財産建物図面等



1 階

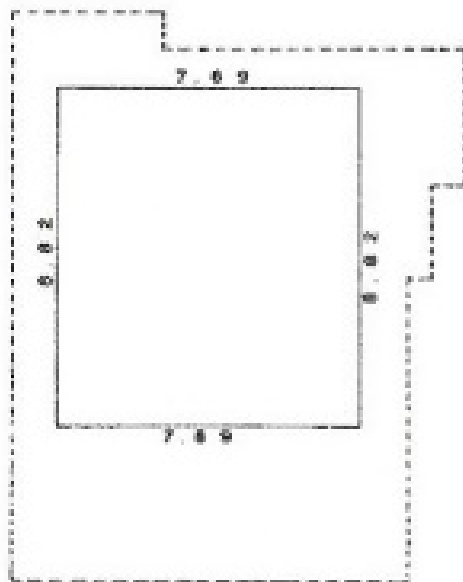


求 積

3.95	x	0.99	=	3.9105	
0.86	x	3.51	=	3.0186	
0.59	x	5.84	=	3.5046	
10.36	x	13.65	=	143.4860	
				計	153.9197

1階床面積 153.91

2 階



求 積

$$7.89 \times 8.82 = 69.5898$$

2階床面積 69.58